

## 法制度等の主な動きとポイント

『新・基本保育シリーズ』は、保育者養成校において保育者を志している方々が学ぶテキストとして発刊され、今日まで多くの方々に基礎知識や技術を修得するためにご活用いただいております。

本冊子は、令和7年度における法制度等の主な動きのうち、本シリーズに関連の深い事項をわかりやすく解説したものです。

### CONTENTS

---

1	児童福祉法等の改正	1
2	「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改訂	3
3	「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の策定	4
4	「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の策定	4
5	手話に関する施策の推進に関する法律の制定	4
6	自殺対策基本法の改正	5
7	補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部改正	7

## 1 児童福祉法等の改正

児童福祉法等の一部を改正する法律が2025（令和7）年4月25日に公布された。改正の概要は以下のとおりである（2025（令和7）年10月1日施行。ただし、(2)②は2026（令和8）年4月1日、(3)②は公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において政令で定める日〔令和8年10月1日〕、(3)③は2025（令和7）年10月20日施行）。

### (1) 保育士・保育所支援センターの法定化

現在、予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定が整備され、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備が行われた。

- ① 都道府県が、以下の業務を行う拠点（「保育士・保育所支援センター」）としての機能を担う体制を整備する義務規定が設けられた（指定都市・中核市は努力義務）。
  - ・ 保育に関する業務への関心を高めるための広報
  - ・ 保育に関する業務に従事することを希望する保育士に対し、職業紹介、保育に関する最新の知識および技能に関する研修の実施、その他の保育に関する業務に円滑に従事することができるようにするための支援
  - ・ 保育所の設置者に対する、保育士が就業を継続することができるような就労環境を整備するために必要な助言その他の援助
  - ・ 上記のほか、保育に関する業務に従事することを希望する保育士の就業および保育所における保育士の就業の継続を促進するために必要な業務
- ② 保育士・保育所支援センター、国、地方公共団体等の連携・協力に関する努力義務規定が設けられた。

### (2) 保育の体制の整備にかかる特例の一般制度化

#### ① 地域限定保育士

国家戦略特別区域に限り特例措置として認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度が創設された。

#### ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業

3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は、国家戦略特別区域に限り特例措置として認められていたが、全国において実施可能とされた。

### (3) 虐待対応の強化

#### ① 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設

もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業が通報義務等（被措置児童等虐待）の対象として追加された。

##### 【対象施設・事業】

保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

#### ② 一時保護委託の登録制度の創設

一時保護委託については、下記の者に対してのみ行うことができるとされた。

- ・一時保護を適正に行うことができる者として都道府県知事の登録を受けた者（登録一時保護委託者）
- ・法律の規定に基づき、児童の福祉に関する業務や事業を行い、もしくは施設を設置する者で一時保護を適正に行うことができる者（児童養護施設や里親等）

上記の都道府県知事の登録については、一時保護委託先の質を担保するため、都道府県知事が条例で定める基準に適合しているときに登録できるものとするともに、欠格要件が設けられた。併せて、登録一時保護委託者に対する報告徴収や基準への適合命令、登録の取消し等の監督規定等も整備された。

#### ③ 一時保護中の児童の面会通信等制限

一時保護児童と保護者との面会通信等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれ大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限が可能とされた（児童虐待の防止等に関する法律第12条）。併せて、この制限を行う場合が児童福祉法に基づく意見聴取等措置の実施対象に加えられた。

- 【主な関係巻】
- ① 『保育原理』第3講・第15講
  - ③ 『子ども家庭福祉』第15講
  - ⑥ 『社会的養護Ⅰ』第3講・第6講・第14講
  - ⑪ 『子どもの保健』第4講
  - ⑯ 『子どもの健康と安全』第13講・第15講
  - ⑱ 『社会的養護Ⅱ』第15講

## 2 「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」の改訂

2025（令和7）年8月29日、従来の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」について、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」（株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所）の調査結果および2025（令和7）年4月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により、「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に名称を変更したうえで改訂が行われた。改訂の内容は以下のとおりである。

### (1) 対象施設の追加

本ガイドライン初版は保育所等を対象とするものであったが、児童福祉法改正において、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業および幼稚園等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定が設けられたところであり、基本的な虐待対応の仕組みは変わらないことから、これらの事業・施設に係る虐待についても対象に追加された。

### (2) 対応フロー・連携のあり方の記載

児童福祉法改正において、保育所等および幼稚園等における虐待の通報義務等の仕組みが設けられ、法律上、通報があった場合の自治体の対応が明確化されたことに伴い、各自治体における対応フローや、都道府県首長部局および教育委員会ならびに市町村首長部局および教育委員会の連携のあり方などについて記載された。

### (3) 虐待の判断に関する内容の拡充

令和6年度調査研究の調査結果を踏まえ、虐待に係る判断プロセスや、判断を行う際の指標を整理し、虐待の判断に関する内容を拡充した。

【主な関係巻】⑥『社会的養護Ⅰ』第14講  
⑩『子どもの健康と安全』第13講

### 3 「こども性暴力防止法施行ガイドライン」の策定

2026（令和8）年1月9日、2024（令和6）年6月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律について、その円滑な施行に向け、法および法に基づく下位法令の解釈を示し、実際に措置を実施する事業者や従事者への理解を促すとともに、こどもや保護者をはじめとする国民に対して、制度の詳細な全体像を示すため、「こども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定された。

法における児童等や児童対象性暴力、法の対象となる具体的な事業・業務のほか、認定等の基準の内容や事業者が講ずべき安全確認措置の全体像が記載されている。また、未然防止の観点から、服務規律等の整備・周知、施設内における防犯カメラ等の設置を含む環境整備、従事者への研修、児童・保護者への教育・啓発が必要であることも示されている。

【主な関係巻】③『子ども家庭福祉』第7講・第9講

④『社会福祉』第2講・第4講

⑩『子育て支援』第13講

### 4 「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」の策定

2025（令和7）年9月17日に、こども家庭庁は「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定した。「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月）および「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年3月）の策定から10年以上が経過し、この間、児童福祉施設において、より多角的な視点をもって、一人ひとりのこどもの発育・発達に対応し、食事の提供を通じたこどもの食生活全体の支援を行うことがよりいっそう求められるようになったことから、二つのガイドを統合し、よりわかりやすい内容となるよう全体を見直したものである。

児童福祉施設等における食事の提供のあり方や、こどもの発育・発達を視野に入れた多様な取り組み事例を紹介し、日々の食事の提供における留意点や具体的な実践例を示している。

【主な関係巻】⑫『子どもの食と栄養』第1講・第13講

⑯『子どもの健康と安全』第1講

### 5 手話に関する施策の推進に関する法律の制定

手話が手話を使用する者にとって日常生活および社会生活を営むうえで言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話に関する施策を総合的に推進するため、2025（令和7）年6月25日に手話に関する施策の推進に関する法律が公布・施行された。

#### (1) 基本理念（第2条）

- ① 手話の習得および使用に関する施策を講ずるにあたっては、手話を必要とする者および手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得および使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする。
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承および発展が図られるようにする。

- ③ すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする。

## (2) 国・地方公共団体の責務（第3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。

## (3) 基本的施策

- ① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（第6条）
- ② 学校における手話による教育等（第7条）
- ③ 大学等における配慮（第8条）
- ④ 職場における環境の整備（第9条）
- ⑤ 地域における生活環境の整備等（第10条）
- ⑥ その他の手話の習得の支援（第11条）
- ⑦ 手話文化の保存、継承および発展（第12条）
- ⑧ 国民の理解と関心の増進（第13条）
- ⑨ 手話の日（第14条）
- ⑩ 人材の確保等（第15条）
- ⑪ 調査研究の推進等（第16条）
- ⑫ 国際交流の推進（第17条）
- ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（第18条）

【主な関係巻】④『社会福祉』第13講  
⑬『障害児保育』第5講

## 6 自殺対策基本法の改正

2025（令和7）年6月11日に自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布された。改正の概要は以下のとおりである（2025（令和7）年12月1日施行。ただし、(3)①、(4)、(6)は2026（令和8）年4月1日施行）。

### (1) 基本理念の追加

- ① 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取り組みの促進に特に留意する旨を明記した。
- ② こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもにかかる自殺対策を社会全体で取り組むことを明記した。

(2) こどもの自殺の防止等にかかる国の責務の改正および学校の責務の追加

- ① こどもにかかる自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣および厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、および実施されるよう、相互にまたは関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌にかかる施策を推進することを明記した。
- ② 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記した。

(3) 基本的施策の拡充

- ① 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定した。
- ② 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定した。
- ③ 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関および関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定した。
- ④ 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定した。
- ⑤ 自殺未遂者等への継続的な支援を明記し、自殺者の親族等への支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定した。

(4) 協議会

- ① 地方公共団体は、第 19 条（自殺発生回避のための体制の整備等）および第 20 条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもにかかるものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策にかかる活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換および必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定した。

(5) 状況の変化等を踏まえた検討

- ① 自殺に関する状況の変化、自殺対策にかかる諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定した。

(6) こども家庭庁の所掌事務の追加

- ① こども家庭庁の所掌事務として、こどもにかかる自殺対策を規定した。

【主な関係巻】②『教育原理』第 15 講

⑪『子どもの保健』第 2 講

## 7 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部改正

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が改正された。改正の概要は以下のとおりである（2025（令和7）年4月1日適用）。

- ① 姿勢保持装置と座位保持椅子等の区別の明確化
- ② 補聴援助システムの支給基準の明記
- ③ 電動車椅子（簡易型）の定義
- ④ その他（所要の改正）

【主な関係巻】⑰『障害児保育』第1講・第15講



新・基本保育シリーズ 別冊 2026

法制度等の主な動きとポイント

2026年5月1日 発行

発行……………中央法規出版株式会社

過去に発行した『法制度等の主な動きとポイント』を  
下記二次元コードからダウンロードいただけます。



〔2024年版〕



〔2025年版〕